

育休代替のための

現在278名の方が  
登録されています  
(H30.10現在)

# 人材バンクへの登録希望者を募集しています

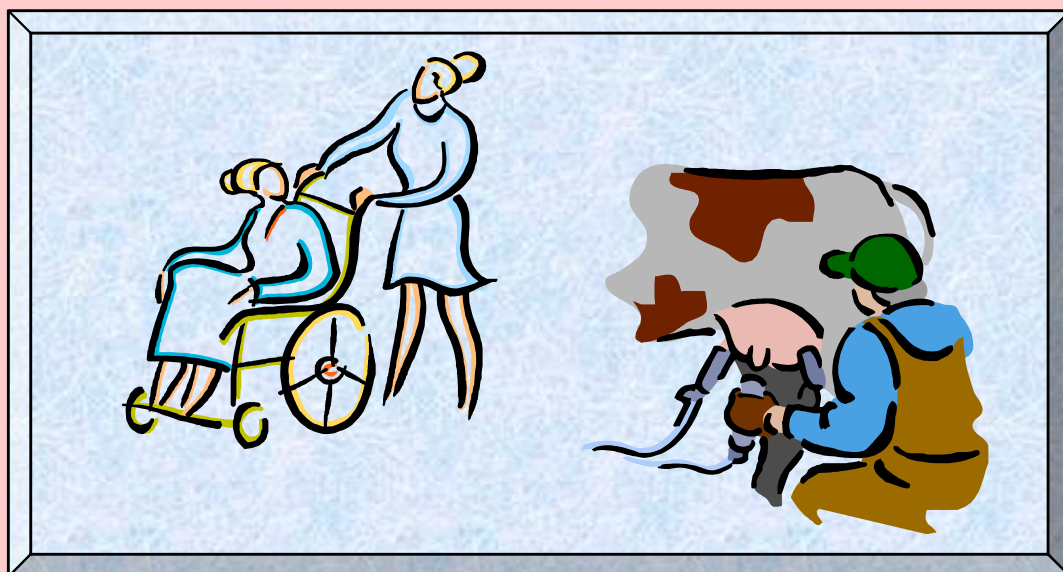
## 「人材バンク」とは

茨城県では、特定の職種の職員が育児休業を取得し職場を離れる場合、その業務の代わりに担うことができる代替職員を採用することとしています。このため、代替職員として勤務することを希望する方に事前に名簿登録していただく「人材バンク」登録制度を設けています。

「人材バンク」に登録すると、育児休業を取得しようとする職員がいる所属から、代替職員としての採用について電話やメールにより連絡があります。その後面接等を受けていただき、これに合格すればその職員の代替職員として勤務していただきます。

## 対象職種＝16職種

|         |        |       |           |
|---------|--------|-------|-----------|
| 看護師     | 理学療法士  | 作業療法士 | 保健師       |
| (管理)栄養士 | 臨床検査技師 | 心理    | 生活(児童)指導員 |
| 保育士     | 薬剤師    | 獣医師   | 農業        |
| 畜産      | 土木     | 建築    | 電気        |



### 【問い合わせ先】

茨城県総務部人事課 人事担当

電話番号：029-301-2278 (直通)

E-mail: jinji-jinji@pref.ibaraki.lg.jp

# 【人材バンク登録申込票】

FAX: 029-301-2289 茨城県総務部人事課 人事担当 行

※本書に必要事項を記載のうえFAXで送信してください。必要事項をメールで送信していただいても結構です。

(ふりがな)  
氏名

昭和  
平成

年生まれ

住所

(電話番号)  
連絡先

(メールアドレス)

保有資格 ※育児代替職員として任用されるために必要となる保有資格（前ページの「対象職種」の名称）を記載してください。

Q1:どのようなかたちで採用されるのですか？

A 1 : 職員の育児休業の期間等によって異なりますが、育児休業法に基づく「育児休業補助職員」（給与支弁の臨時的任用職員）又は「育児休業任期付職員」（任期が付されていること以外は一般職員と同じ勤務条件）として採用されます。  
任用期間は、最長で職員の育児休業の取得期間（育児休業は子が満3歳になるまで取得可）内です。

Q2:登録された後はいつ頃採用されますか？  
採用までの手続きは？

A 2 : 職員が育児休業を取得しその代替職員を確保する必要がある場合、個別に連絡いたします。その後、面接等を受けていただき、採用の可否を決定します。  
なお、合格直後に採用される場合もありますが、職員が育児休業を取得するときまで時間がある場合には、合格直後に採用されない場合もありますので、ご了承願います。

Q3:勤務条件や給与はどのようになりますか？

A 3 : 勤務時間は、原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。ただし、看護師などの職種は、変則勤務のある勤務場所については勤務時間が異なる場合があります。  
給与は、県の条例・規則に基づき支給されますが、前の職歴等によっても異なります。また、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等各種手当も支給されます。  
このほか、年次休暇や特別休暇も付与されます。  
これら勤務条件については、任用される職の種類によっても異なる場合がありますので、詳細は個別に確認してください。

## 採用までのフロー

- ① 相談・登録手続き
- ② 登録
- ③ 面接日程等の案内
- ④ 面接
- ⑤ 採否（採用時期）の連絡
- ⑥ 採用・勤務開始

Q4:人材バンクに登録するためにはどうすればよいのですか？  
登録のために何か提出する書類はありますか？

A 4 : 本書に必要事項を記入のうえFAXでお送りください。また、その内容(①氏名, ②生年, ③住所, ④連絡先, ⑤登録しようとする職種に必要な資格の有無)を記載したメールをお送りいただいても結構です。

皆様からのご連絡をお待ちしております